**南幌町飲食店経営継続支援金　実施概要**

**■事業の趣旨**

新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置等により長期化するコロナ禍の影響は町内の経済活動に大きな影響を与えているところです。

特に町内の飲食店においては、これらの影響により徐々に戻りつつあった客足が途絶える事態となり今後の経営継続が危ぶまれる状況となっております。

これらの状況を踏まえ、南幌町ではコロナ禍による飲食店の廃業を防ぐことを目的として、感染症対策のさらなる強化と経営の継続を支援する「南幌町飲食店経営継続支援金」を給付します。

**■給付の対象となる方**

令和３年１０月１日時点において、南幌町内で飲食業を営む店舗において「新北海道スタイル」による感染症対策を実践されている事業者の方を対象に給付します。

**■給付の内容**

支給される金額は、法人事業者**３０万円**、個人事業者**１５万円**に条件により以下の金額を加算します。

1. 店舗の面積に応じて下記の金額を加算し給付します。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 店舗面積 | 100㎡未満 | 100㎡以上  200㎡未満 | 200㎡以上  300㎡未満 | 300㎡以上  400㎡未満 | 400㎡以上  500㎡未満 | 500㎡以上 |
| 加算額 | 10,000円 | 50,000円 | 100,000円 | 150,000円 | 200,000円 | 250,000円 |

1. 令和3年5月から9月に北海道からの要請に基づく協力支援金の対象外となった事業者に対して**１０万円**を加算し給付します。
2. 昼夜営業（12時及び18時時点での営業）している事業者に対して**１０万円**加算し給付します。

**■申請の受付期間**

**令和３年１１月１日　～　令和３年１２月３０日**

**■申請に必要な書類**

・南幌町飲食店経営継続支援金交付申請書／誓約書（町様式）

・営業時間が確認できるメニュー表等の書類

・振込先通帳の写し

・本人確認書類（写し可）

**■申請及び問い合わせ先**

南幌町　産業振興課　商工観光グループ　☎３９８－７２０１